

議員提出決議案第 1 号

圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議について

須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、議員辞職勧告決議案を別紙のとおり提出する。

平成 23 年 10 月 26 日

提出者 須賀川市議会議員 森 新 男

賛成者 同 広 瀬 吉 彦

同 同 生 田 目 進

同 同 大 越 彰

同 同 大 倉 雅 志

須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫 様

## 圓谷年雄議員に対する議員辞職勧告決議

市議会議員は、市民の代表として自らその職責の重さを深く自覚し、高い倫理観と見識を持って、市政の進展と市民のしあわせ実現に努めなければならない。

今般、圓谷年雄議員が道路交通法違反（酒酔い運転）の疑いで逮捕されたことは極めて遺憾である。

市議会議員として、このような行為は市民の負託を受けた厳粛な議会への信頼と品位を著しく傷つけるものである。

このことは、議員である以前に一市民としての資質を問われるものであり、その政治的・道義的責任は免れず、市民感情からして許されるものではない。

よって須賀川市議会は議会の権威保持と名誉回復のため、圓谷年雄議員に対して自らの意思により議員を辞職すべきであることをここに決議する。

平成23年10月 日

須賀川市議会